

議案第172号

大阪市立障害者就労支援施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表中大阪市立中央授産場の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成29年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

中央授産場を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市立障害者就労支援施設条例 (抄)

別表 (第 1 条関係)

名 称	位 置
省	略
<u>大阪市立中央授産場</u>	<u>大阪市天王寺区東上町</u>
省	略